

# 環境活動の費用を補助します

令和5年度前橋市環境保全活動事業補助金のご案内

- 新しく環境活動を始めたい！
- 環境活動の規模を大きくしたい！ など

前橋市民を対象に環境団体等が行う環境保全活動に、  
最大 10万円 を補助します。

※環境団体の構成員のみで行う環境保全活動は対象外となります  
ので、ご注意ください。）



## 対象事業例



河川での学習会



自然観察会



「環境問題」セミナー

※感染症対策に留意して活動を実施してください

## 申請期間

令和5年4月14日（金）から 令和6年3月15日（金）まで

※公募期間内であっても、交付決定総額が予算額に達した時点で受付を終了とします。

## 問い合わせ先

前橋市 環境部 環境政策課（担当：和田）

前橋市役所2階 27番窓口

電話番号：027-898-6292（直通）

FAX：027-223-8524

まずはお気軽にご相談ください！

補助金の概要  
（うら面）



## 令和5年度前橋市環境保全活動事業補助金の概要

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 前橋市内に活動拠点を有し、定款、規約等を有する団体（営利活動、政治・宗教活動等を目的とした団体は除く）</li> <li>▶ 主体的に環境保全活動等に取り組む自治会</li> </ul>
対象事業	<p>前橋市民を対象に、環境保全の意識啓発又は環境教育をする以下の事業</p> <p>(1) 地球温暖化対策に係る事業                  (2) 自然環境、生物多様性の保全に係る事業                  (3) 省資源、省エネルギーに係る事業</p>
補助金額	補助対象経費の <u>3分の2</u> （千円未満切捨、 <u>上限10万円</u> ）
対象経費	<p>「会場借料費」「講師謝金」「消耗品費」「印刷費」「飲料費」「交通費」「委託費」「保険料」「通信費」</p> <p>※団体等の運営経費は補助対象外です。</p>
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申込書を記入し、環境政策課へ提出してください。 様式等は、前橋市ホームページからダウンロードできます。</li> <li>▶ 申請期間：令和5年4月14日（金）～令和6年3月15日（金）まで</li> <li>▶ 事業実施日の2週間前までに申請することを条件とします。</li> <li>▶ 公募期間内であっても、交付決定総額が予算額に達した時点で受付を終了とします。</li> </ul>
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該年度内（令和6年3月29日（金）まで）に完了するものが対象です。</li> <li>▶ 同一団体への補助は、通算して3年までを限度とします。</li> </ul>
補助団体の決定	<p>申請書類等の審査を行い、受理した日から14日以内に交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p> <p>【書類申請後の流れ】</p> <pre>                 graph LR                 A[交付申請] --&gt; B[審査結果通知]                 B --&gt; C[事業の実施]                 C --&gt; D[報告書提出]                 D --&gt; E[報告書審査]                 E --&gt; F[経費の支払]                 </pre>

要項・様式等は前橋市ホームページからご確認いただけます

● パソコンから

前橋市環境保全活動事業補助金

検索

● スマホから（QRコードを読み込んでください）



<http://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gyomu/4/1/1/3608.html>